

東北芸術工科大学卒業生後援会会則

(名称)

第1条 本会は東北芸術工科大学卒業生後援会と称し、事務所を東北芸術工科大学（以下「大学」という）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、東北芸術工科大学卒業生及びその卒業生の保護者と大学との連携を緊密にしながら、卒業生の成長、活躍を支援し、あわせて大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 卒業生の展覧会、学術研究会等の開催並びに後援の実施
- (2) 卒業生の就職活動に関する援助
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、東北芸術工科大学卒業生の保護者及び大学教職員並びに本会に賛同し会費を納入した者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 若干名（但し、委員の中の1名は常任委員とする）
- (4) 監事 2名

第6条 会長、副会長、及び監事は、会員の中から役員会で選出する。その任期は2年とし再任を妨げない。但し、会長の任期は連続2期を上限とする。

2 委員は、会長が指名する。但し、常任委員は、大学関係者会員の中から会長が指名する。

3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、本会の事業を計画し、その執行にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会の承認により、会長が委嘱し、会長が必要と認めるときは役員会に出席して意見を述べることができる。

(書記)

第9条 本会に書記を置く。

2 書記は、大学職員の中から会長が委嘱し、常任委員の指揮を受けて庶務及び会計の事務を行う。

(会議)

第10条 本会の会議は、役員会及び臨時総会とする。

(役員会)

第11条 役員会は、役員の改選、事業計画、予算、決算等を審議決定し、会議の議長は会長とする。

2 役員会は役員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席議員の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 役員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 会則の変更
- (5) その他会長が必要と認めたこと

(臨時総会)

第12条 第10条に規定する臨時総会は、本会運営に関して、会員全体の意思確認・決定が求められる場合、会長が招集することができる。ただし、会員の5分の1以上から請求があった場合には、会長は速やかに招集しなければならない。

(会計)

第13条 本会の収入は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 本会の終身会費は、5,000円とする。

2 会員は納入した終身会費について、返還請求をすることはできない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監事)

第16条 監事は、毎年1回本会の事業及び会計帳簿等の監査を行い、役員会に報告するものとする。

(会員への周知)

第17条 会長は、大学広報紙や大学ホームページ等に事業計画並びに予算・決算等状況等について掲載し、会員に周知するものとする。

(その他)

第18条 この会則で定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、役員会で別に定める。

附則

この会則は、平成18年3月1日から施行する。

附則

この会則は、令和6年7月11日から施行し、同年4月1日から適用する。